

## 令和5年度 糸島市障がい者就労施設等優先調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

### 1 用語の定義

この方針は、本市の全組織を対象とする。

### 2 調達の対象品目

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品、役務であれば対象とする）

- ・物品（事務用品、書籍、食品類、小物雑貨、その他の物品）
- ・役務（印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他の役務）

### 3 調達目標額 2, 320万円以上

### 4 調達の推進方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに情報提供を行うものとする。

### 5 調達実績の取りまとめ、公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、会計年度の終了後に取りまとめ、市のホームページで公表するものとする。

### 6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部地域福祉課とする。

### 7 その他

物品、役務の契約にあたっては糸島市契約事務規則の定めによることとする。